

埼玉県立病院の在り方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 少子高齢化など医療環境の変化により柔軟に対応していくため、埼玉県立病院の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、県立病院の今後の在り方に関する事項及びその他必要な事項について検討し、病院事業管理者へ報告を行うものとする。

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長の指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、埼玉県病院局経営管理課に置く。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、本要綱施行日から平成31年3月29日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表

(第3条関係) 委員会委員

有識者	地方独立行政法人山梨県立病院機構理事長 小俣 政男
医師会	埼玉県医師会会長 金井 忠男
看護協会	埼玉県看護協会会長 熊木 孝子
有識者	自治医科大学地域医療学センター 地域医療政策部門教授 小池 創一
有識者	特定国立研究開発法人理化学研究所監事 公認会計士 清水 至
有識者	公立大学法人埼玉県立大学理事長 田中 滋
有識者	埼玉県済生会川口総合病院総長 埼玉県公的病院協議会会長 原澤 茂
有識者	埼玉経済同友会専務理事兼事務局長 室久保 貞一

(五十音順、敬称略)